

青森短期大学学長選考手続き及び任命に関する規程

(資格)

第1条 学長は人格が高潔で学識がすぐれ、かつ大学運営に関し識見を有するものでなければならない。

(学長の権限)

第2条 学長は校務を掌り、所属職員を統轄する。

(選考の手続き)

第3条 理事会は教授会に対し、学長となるべき者の候補者を推薦させる。

(任命)

第4条 学長の任命は理事会が行う。

2. 理事会は教授会から学長候補者の推薦があったときは、速やかに会議を開いて審議する。

(学長候補者の選出手続き)

第5条 学長候補者は、専任の教授、准教授および講師の無記名投票によって行うものとし、有効投票総数の過半数で決する。

但し、同数となったとき、または過半数とならなかったときは、有効投票数の最多数を得た者の上位2名により再投票を行って決する。

(学長の任期)

第6条 学長の任期は3年とする。

但し、再任をさまたげない。

(選考委員の選出)

第7条 教授会は学長候補者選考のための委員会を設けることが出来る。前項の委員会の構成員は、5名とし、教授会において互選する。

(学長候補者名簿)

第8条 選考委員会は学長候補者名簿を作成して、教授会に提出する。

(学長の事故、又は欠けたときの措置)

第9条 学長に事故があったとき、又は欠けたときは、理事長が命じたものが学長の事務を代行する。

附 則

1. この規程は昭和37年5月1日より施行する。
2. この規程は昭和42年6月15日より改正施行する。
3. この規程は平成19年4月1日より改正施行する。
4. この規程は平成22年4月1日より改正施行する。